

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘  
指定管理者管理運営業務個別仕様書

令和6年7月

尼 崎 市

**【留意事項】**

本文中の施設の概要及び施設名称等については、令和6年5月1日時点の状態を記載している。

# 1 施設の概要

## (1) 名称

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘

## (2) 所在地

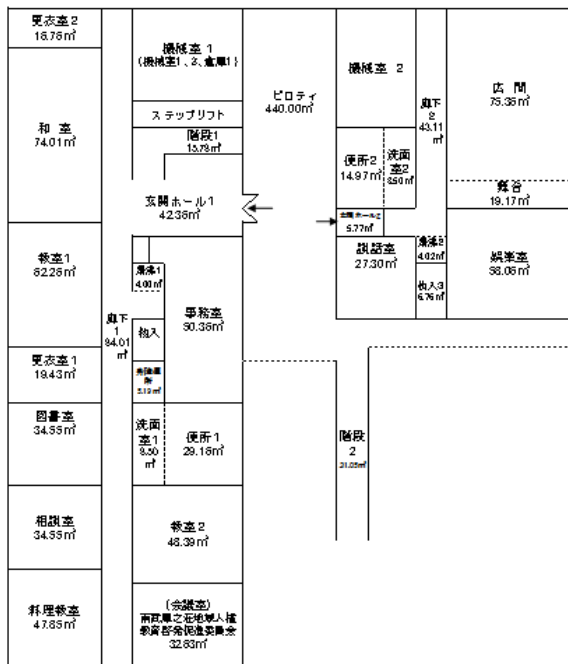
尼崎市南武庫之荘1丁目6番15号

## (3) 規模

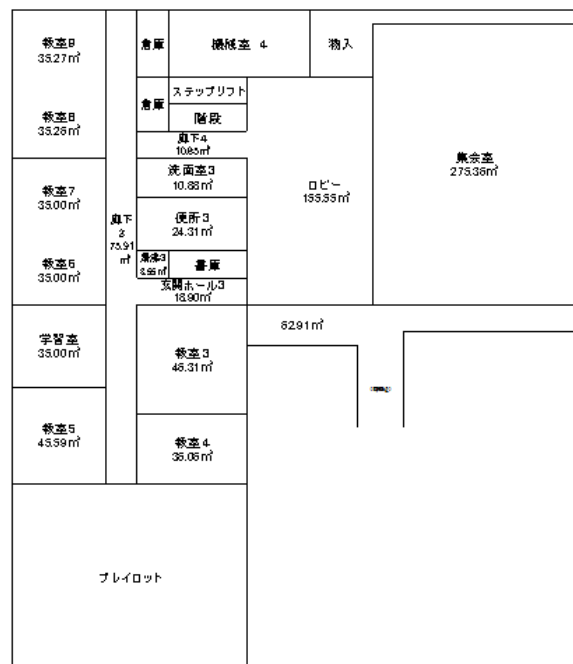
敷地面積 2,208.84㎡  
 延床面積 1,952.42㎡  
 構造 鉄筋コンクリート造2階建  
 建物概要 昭和57年



南武庫之荘総合センター1階 平面図



南武庫之荘総合センター2階 平面図



## 2 維持管理経費（光熱水費等）及び通信運搬費（電話料）の支払い義務

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘（以下「総合センター南武庫之荘」という。）は、施設の一部について「南武庫之荘地域人権教育啓発促進委員会（以下「促進委員会」という。）」が市から使用許可を得て使用していることから、電気メーター、都市ガスメーター、上下水道メーター、電話設備及び清掃サービスを共有している。

こういった経費については、すべて総合センター南武庫之荘への請求となるため、指定管理者が一旦全額を支払ったうえで、「各四半期ごとの実費弁償金算定方式等」により算出した金額を市へ連絡することとする。

なお1円未満の端数については指定管理者の負担とする。

## 3 「指定管理者が行う業務内容等」について

共通仕様書「7 指定管理者が行う業務内容等」のうち、「(8) 総合センターの設置目的に基づき行う業務」に記載する具体的な事業については、「隣保館設置運営要綱」（平成14年8月29日厚生労働事務次官通知）に規定する隣保事業として、概ね以下の事業を実施するほか、施設の設置目的に資する事業を企画、実施すること。また事業実施に際しては、施設利用者をはじめ、地域住民や関係団体等の意見、要望等を聴取するとともに、地域課題及びより効果的な事業について調査研究し、今後の事業運営につなげること。

### (1) 住民相互の交流の促進に関する事業

- ① 地域住民をはじめとする市民を対象とした各種サークル活動、レクリエーション、地域イベント、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業

（特記事項）i 地域団体等との共催で実施する地域行事等の事業については、事業主体として参画すること。

ii 地域交流、世代間交流事業を実施すること。

iii 地域の伝統文化の継承、青少年の健全育成、地域交流、人権啓発などを目的とする和太鼓集団「鼓舞童」及び子ども太鼓クラブの自主活動については、主催事業として実施すること。

- ② 関係団体等との共催事業

### (2) 人権啓発に関する事業

地域住民をはじめとする市民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業

（特記事項）i 人権啓発推進委員会の運営(武庫地区人権啓発推進委員会)

・街頭人権啓発キャンペーン、講演会等を実施すること。

・啓発紙（武庫しののめ）については、人権にかかる情報を積極的に発信することによる啓発効果の観点から、年2回以上発行すること。また、「武庫しののめ編集会議」に事務局として参画し、企画・編集・発行を行うこと。

ii 人権啓発活動及び地域交流（住民交流）事業の実施

・総合センター事業等の広報及び啓発紙である「総合センターだより」に

については、毎月発行すること。

・地域団体等との共催で実施する地域行事等の事業及び実行委員会については、事業主体として参画すること。

・年度当初に、総合センター南武庫之荘周辺の行政機関新任職員研修を実施すること。

・平和推進事業を実施すること。

・次世代を担う青少年育成事業を実施すること。

(3) 地域住民の人権に関する相談及び自立支援（生活の質の向上）に関すること

地域での居場所機能を発揮すること。就学前の親子、子ども（小学生、中学生）、青年、高齢者など、それぞれの世代の居場所を日常的に確保し、事業をすすめること。

(4) 自主事業に関すること

共通仕様書「14 自主事業」に記載する、施設の設置目的に合致する自主事業を実施すること。（任意）

(5) その他

① 具体的に実施するセンター事業は、これまで総合センター南武庫之荘で実施してきた事業実績を踏まえて実施すること。（別紙「令和5年度実施事業」参照）

② 利用団体に対しては利用説明会を開催し、（利用登録団体の更新を毎年行うことを含む）館利用の手引きの周知と利用団体間の交流を図ること。

#### 4 施設の管理について

令和5年度の尼崎市管理による業務委託は以下のとおりである。

今後、法令の改正等により変更される場合がある。

(1) 清掃業務委託

(2) 事業系ごみ収集運搬業務委託

(3) 機械警備業務委託

(4) 建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託

(5) 自家用電気工作物保安管理業務委託

(6) 車いす用斜行形昇降機（ステップリフト）設備保守点検業務委託

(7) 消防用設備等保守点検業務委託

(8) 冷暖房機器保守管理業務委託

(9) 受水槽及び高架水槽清掃等業務委託 ※令和6年度からは不要

以 上

# 令和5年度実施事業

(尼崎市立地域総合センター南武庫之荘)

	事業名	開催回数	その他内容等
(1) 市民相互の交流の促進に関する事業	文化祭	年1回	地域秋まつりに合わせて、各種講座や小中学生の作品の展示 舞台発表などを実施
	各種大会等		
	① ダーツ&ビンゴ大会	年2回	高齢者を対象としたレクリエーション
	② わなげ大会	年2回	高齢者を対象としたレクリエーション
	③ 地域夏まつり	年1回	地域が実施する夏まつりに事務局として参画
	④ 地域秋まつり	年1回	地域が実施する秋まつりに事務局として参画
	⑤ 武庫まつり	年1回	武庫地域課が開催する武庫まつりに人権啓発パネルを展示
	⑥ 七夕飾り付け	年1回	北館及び南館に笹を設置し、お願いごとを書いた短冊を飾る
	⑦ 打ち水大作戦	年1回	尼崎市の事業に参画
	⑧ フラワーアレンジメント教室	月2回	成人・高齢者を対象とした教室
	各種講座		
	① ヨガ教室	月2回	高齢者を対象とした教室
	② カラオケ教室	月3回	高齢者を対象とした教室
	③ 民謡教室	月2回	高齢者を対象とした教室
	④ 太鼓教室	週1回	小学生から成人を対象とした教室
	⑤ ピアノ教室	週3回	小学生から中学生を対象とした教室(延21人に個別指導)
	⑥ 手芸・編物教室	年3回	文化祭の展示に向けた教室(高齢者対象)
	⑦ 夏休み子ども教室(手芸・絵画・他)	年3回	一部文化祭に向けた教室(小学生を対象 将棋・絵画・手芸)
	⑧ 守部観音踊り教室	年5回	子ども～高齢者を対象とした夏まつりに向けた盆踊りの練習
	⑨ 郷土芸能指導(三味線教室)	年5回	夏まつりの守部観音踊りの三味線演奏のための教室
	⑩ なかよし食堂	月2回	地域のボランティア団体と共催で子ども食堂を運営
	⑪ にじの子ども食堂	月1回	尼崎医療生協協同組合・にじの子ども食堂グループ主催の子ども食堂を支援(後援)
	⑫ おりがみで楽しむ会	月2回	子ども～高齢者を対象としたおりがみ教室
	世代間交流会	年2回	地域の高齢者と南武庫之荘保育所園児との交流
	地域内一斉美化運動	年2回	南武庫之荘地域環境美化推進委員会に参画して、地域内一斉美化運動に協力
	焼きいも大会	年1回	社会福祉法人地域共生スペースぶりばと共催
	関係機関会議	年2回	武庫第1連協地区地域福祉会議(武庫地域課・社協)の事務局
トライやるウィーク	年1回	南武庫之荘中学からトライやるウィークの生徒を受け入れ	
(2) 人権啓発に関する事業	人権問題講演会	年1回	武庫人権推の事務局として、人権啓発のための講演会を開催
	地域内各種団体事業(研修・学習会)	年2回	武庫人権推の事務局として、地区内の団体別に人権啓発のための講演会を開催
	新着任職員人権研修	年2回	地域内の行政機関・小中学校に新着任した職員・教師に対して、当該地域の歴史や人権啓発に対する取り組みなどを研修
	ハートフルシネマ	年2回	公益社団法人尼崎人権啓発協会の人権問題市民啓発巡回映画会(ハートフルシネマ)を実施
	人権ビデオ鑑賞会	年1回	人権週間啓発グッズ袋詰め作業の参加者(武庫地区人権啓発推進委員会)を対象に、人権啓発DVDを鑑賞
	平和啓発推進事業	年1回	山岡俊夫作品「昭和の記録」から戦中・戦後の作品を展示
	女性研修	年6回	地区内の女性を対象に、身近な人権課題について実施
	武庫地区人権特別講演会	年1回	武庫人権推の総会終了後に実施
	街頭啓発	年1回	行政及び武庫地区人権啓発推進委員会の協力を得て、阪急武庫之荘駅前の人権週間の街頭啓発活動を実施
	人権リーダー研修	年1回	武庫人権推の人権啓発リーダーを対象に研修会を開催
	広報事業		
	① 地域総合センター南武庫之荘だより	年12回	センターの広報誌2,500部を発行し、各戸配布(関係施設へも配布)
	② 市民啓発紙「武庫しのめ」	年2回	武庫人権推の事務局として、37,500部を武庫地区内に全戸配布
	③ ホームページでの情報発信	随時	ホームページを活用して最新情報を発信
④ フェイスブックでの情報発信	随時	フェイスブックを活用して最新情報を発信	
7センター合同企画事業	年1回	6地域総合センターと女性センターの共催 講演会及びパネル展示	
(3) 及び自立支援(生活の質の向上)地域住民の人権に関する相談	相談業務	随時	来館者の相談
	地域課題講演会	年2回	武庫人権推の各種団体別合同研修会の対象を市民対象に拡大して実施
	生活困窮者自立支援	随時	就労希望者に人材募集情報を提供
	学習支援事業	週1回	中学生を対象とした英語教室(延6人個別指導)
	お役立ち講座	年10回	尼崎市「武庫西」地域包括支援センターとの共催
	各種講座		
	① さんすう教室	週2回	小学校1～3年生を対象とした教室(2クラス)
	② 書道教室	週1回	小学校1～中学校3年生を対象とした教室(2クラス)
	③ 交通安全教室	年2回	高齢者を対象とした交通安全教室
	④ 防火・消防教室	年2回	来館者及び職員による総合消防訓練と防火教室
⑤ 健康体操	毎日(平日)	高齢者を対象とした健康体操	
⑥ いきいき百歳体操	週1回	高齢者を対象とした運動プログラムの映像を見ながらの健康体操	
⑦ 音楽療法	月1回	高齢者を対象とした歌と運動による健康の維持・向上	
⑧ えいご教室	週3回	幼児～小学校6年生を対象とした教室(7クラス)	
(4) 自主事業	飲料自動販売機の設置	常時	建物内(ロビー)に1台を設置。

# 各四半期ごとの実費弁償金算定方式等

## 1 算定方式について

### (1) 電気

1日当たりの電気使用量(※1) × 実使用日数 × 1KWH単価(※2)

※1 1日当たりの電気使用量 <蛍光灯(40W)10本、コピー機(1.3kw)1台の場合>  
(0.04×10本×8時間) + (1.3×1台×1時間)

※2 1KWH単価 = 電気料金総額 ÷ 総電気使用量

### (2) ガス

ガス料金 ×  $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

### (3) 上下水道

水道料金 ×  $\frac{\text{人権教育啓発促進委員会等の人数} \times \text{実使用日数}}{\text{常駐人数(※)} \times \text{実使用日数} + \text{第2・第4土曜日のセンター勤務職員数} \times \text{第2・第4土曜日の延べ日数(=6日)} + \text{センター利用延べ人数}}$

※常駐人数 = センター+委員会

### (4) 冷房

(冷房期の電気料金－平常期の電気料金) ×  $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

### (5) 暖房

(暖房期の電気料金－平常期の電気料金) ×  $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}}$

### (6) 電話

基本料、ダイヤル通話料

### (7) 清掃料

実支払清掃委託料 ×  $\frac{\text{使用許可面積}}{\text{全体面積}} \times \frac{\text{当該部屋の清掃実施日}}{\text{全体の清掃実施日}}$

#### <積算条件>

- ・実使用日数は、臨時開館日及び第2・第4土曜日を除く
- ・原則として電灯(8時間)、コピー・パソコン等(1時間)使用
- ・冷房期 7・8・9月、暖房期 1・2・3月、平常期 4・5・6月
- ・使用する室内にガス機器を設置・使用していない場合は、ガス料金については算定の対象外とする。  
ただし、水堂のガス料金については、ガス空調未使用月の6月分料金×12か月とする。

## 2 納期 (年4回)

4月～ 6月分: 7月末日                      7月～ 9月分:10月末日

10月～12月分: 1月末日                      1月～ 3月分: 4月末日

ただし、納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、その直後の営業日を納期限とする。

なお、各種料金が確定しない等のため上記納期限内に納付できない場合は、その旨を市に連絡のうえ改めて納期について協議するものとする。

(納付者用)